

三上参次の歴史認識——江戸時代史論・明治時代史論を中心に——

池田 智文

一 問題設定

本稿は、アカデミズム国史学者・三上参次（一八六五～一九三九・慶応元～昭和一四）の歴史認識の性格を、江戸時代史論と明治時代史論に着目して検討するものである。筆者は、別稿において、先行研究が少ない明治期の三上の史学方法論と国体論的ナショナリズムの関係を検討し、三上が、国民思想の涵養を意図するための国史の学知（史実・伝承）を援用した時評¹対社会的実践を通して、帝国日本における国史学の立場性——実証主義史学と国体論の親和性——を確立したと結論づけた。本稿では、それに続く問題として、

大正・昭和期まで時間軸を広げ、まず三上の死後に『尊皇論発達史』（一九四一年）・『江戸時代史』上下（一九四二～四三年）として刊行された一連の東京帝国大学での講義録から、江戸時代史論の性格を検討する。そして、『明治天皇紀』編纂事業での知見に基づく論説・講演や、先行研究で明らかにされた昭和天皇への「御進講」などから、明治天皇を顕彰する明治時代史論の性格を検討し、その史論が、大正・昭和戦前期の思想状況のなかで、デモクラシーや共産主義・唯物史観に対する批判につながり、日本精神論と相俟ってイデオロギー性を持つものとなった過程を明らかにする。²

三上は、明治時代との関係性をふまえて江戸時代史を論

じるが、帝国大学での「尊皇論發達史」の講義（一九〇六―二四年）は、戊申詔書渙発・大逆事件・南北朝正閏問題などに象徴される国民思想の動揺と、辛亥革命・ロシア革命・ドイツ革命など君主制国家の崩壊のなかで、自身の国体論的ナショナリズムを反映した主題であり、王政復古につながる「尊皇」論の歴史的展開を、実証主義史学の方法論によって描き出すものであった。また、三上は、維新史料編纂会委員（一九一一年）や臨時帝室編修官長（一九二六年）として明治時代史の研究を進め、アカデミズム国史学の立場から明治天皇を顕彰する明治時代史を論じた。その史論は、新たに思想界に流入したデモクラシーや共産主義・唯物史観を強く批判しつつ、日本精神論と相俟って、戦時体制を担うイデオロギー性を持つものとして展開していった。

本稿では、これらの点に着目しながら三上の歴史認識を検討し、三上が、国体論的ナショナリズムに立脚し、アカデミズム国史学者として、国史の学知を援用しながら積極的に自身の問題意識を訴える実践性を堅持した歴史家であったことを明らかにする。

二 江戸時代史論

三上は、帝国大学文科大學和文学科在学中（一八八五年入学）に、講師・内藤恥叟から後の大著『徳川十五代史』につながる講義を受講するなかで「感化」され、江戸時代史の研究を始めた³⁾。そして、大学院へ進学し（一八八九年）、帝国大学文科大學で史学講義を嘱託（一八九一年）されるなかで単著『白河樂翁公と徳川時代』を刊行し、文科大學教授（一八九二年）、史料編纂掛事務主任（一九〇五年）としてアカデミズム国史学の中心人物となっていく。また、この時期は、江戸回顧の風潮が広がり、『江戸会誌』（一八八八年）や『旧幕府』（一八九七年）が創刊されるなど、民間においても史料の発掘・蒐集が進められていた。この頃、國學院で三上の講義を受けた田邊勝哉（一八九二年國學院本科入学）は、回顧「故三上先生を憶ふ」のなかで、三上が「自分は近世の歴史に興味を有するが、特に徳川幕府時代の歴史を研究するは、今日の急務なりと信ずる」とし、関ヶ原の戦いから徳川家斉の時期までを綿密に講述したと述べている⁴⁾。三上は、帝国大学在学中から國學院の創設に携わり、その創立後は「武家史」「西洋史（近世史）」「歴史地理」「英語」等を担当した⁵⁾。國學院在学中の田邊が受講

した三上の講義「武家史」は一八九四年度の講義であり、江戸時代史研究を「急務」とする三上が、既に『江戸時代史』につながる通史の講述を行っていることが窺える。なお、三上が帝国大学文科大学で担当した講義題目は、『史学雑誌』の彙報欄で確認することができ、さらに東京大学史料編纂所所蔵「尊王論発達史稿本」からは、同書の該当頁数・講義の日時により、「江戸時代史(徳川時代史)」を表現とする概説に、「尊皇論発達史」の内容を組み込んでいることが窺える。

次に、三上の死後に刊行された講義録『江戸時代史』(一九四三―四四年)と『尊皇論発達史』(一九四一年)から三上の歴史認識を検討する。『江戸時代史』の「例言」(長谷川福平著)には、同書の成稿過程について、「本書の稿本は、もと著者が自筆の覚えがきを基として、これを敷衍しつつ、口述して筆生に筆記させられたものである。而して其の筆記の最初に成つた年代は明治三十六年前後で(此の事は本書の中期に、「予が明治三十六年編纂した書を引用して、昨年云々」とあるのが唯一の手がかりである)、爾来、著者の晩年に至るまで数回に亘り、東京帝国大学及び史談会などに於て講演したものによつて増補修訂されたものであることは明かである」と記されている。『史学雑誌』の彙報欄でも、一八九五年から一九二五年まで三上の帝国大

学国史科での江戸時代史の講義題目が確認できる。一九〇三年頃に稿本をまとめ上げた理由は不明であるが、この前年(一九〇二年七月―二月)、三上はハンブルクで開催された第一三回万国東洋学会へ日本代表として参加しており、講義を担当していない。翌年(一九〇四年)からは新たに「国史概説」を担当し、それまでの「徳川史」の題目を「江戸時代史」と改めている。さらに一九〇五年には「国史演習」、一九〇六年からは「江戸時代に於ける勤王論の発達」を担当するようになる。一九〇三年以前は、政治史・制度史に比重を置いていたようであるが、この頃を境に研究対象を拡充し、その延長線上で江戸時代史の「尊皇」論を研究究していくようになる。この背景には、別稿で論じたように日露戦争を背景にした三上自身のナシヨナリズムと対社会的実践への強い課題意識があると考えられる。

三上は、同書の「緒言」で、江戸時代史研究の意義を次のように述べている。

歴史を学ぶに当り、古き年代の事を穿鑿して国家国民の成立、君民の關係、風俗習慣の基く所等を知るは素より必要なり。されども時代の近づくに随ひて今日の事柄と關係の深くなるに依じ、其の時代を研究する必要は益々深かるべし。(中略)徳川氏の末葉は即ち我が日本の形勢を一変したる時代にして、其の頃の歴史の

面白味は他の何れの時代にも比すべくもあらず。而して其の頃の研究を遂ぐるに就いては、それ以前に来る所の徳川時代の如何なるものなるかを知るは極めて必要なるべし。

三上の講義は、基本的には江戸開幕からの通史を講述するものであるが、「今日の事柄」との関係から江戸時代の研究の意義を強調する場面が見られる。たとえば「参勤交代」について、「諸侯を一箇所に集めて制馭し易きのみならず、又道中に金を散ぜしめて諸侯の力を殺ぎ、大名は此の費に应ぜんが為に物産を奨励し、大坂に出して金に代へき。此の外此の制度の結果として江戸の繁昌、諸海道の賑富、交通上の發達極めて著し」とする政治・経済的效果の問題に加え、その結果として「これが為に諸般の事を普及的にし、幾分か封建割拠のさまを融和する効ありき。(中略)戦国を現出せずして皇政復古統一となりしは、此の制度によりて比較的統一したりし事其の一原因なるべし」と、幕末までの統一国家の継続と「皇政復古」の実現を強調している。また「鎖国政策」と「島原の乱」についても、「鎖国政策は何処までも宗教上の関係より出でしものなりと断言すべきなり」・「耶蘇教の国家の治安に危険なりと恐れたるに因れり」と、キリシタン禁制を鎖国政策の理由と断じつつ、その歴史的意義を次のように論じている。

鎖国及び禁書の結果として、内治は整頓し、我が国の文学・美術大いに起り、其の結果として尊皇の説起れり。(中略)幕末にアメリカの渡来となり、又一方にはこれを利用して勤皇の説となり、遂に皇政復古の大業となり、七百年間の武家制度を除く事を得たり。又其の維新後の出来事としては、台湾・高麗を取るに至れり。要するに大器晩成にて、若し寛永時代に鎖国の政策を取らざりせば、事早く成りしなるべきも、今よりして見れば大局には影響する所なく、却つて危険には大いに遠ざかりしなり。我が国史の最近二三百年は、かゝる楽天的觀察をなすも可なり。

三上は、鎖国政策に伴う禁書によつて内治が安定し、さらに享保期の漢訳洋書の輸入制限の緩和により蘭学が興起したことをふまえ、それらの思想動向が結果として「勤皇の説」を生み出したとする認識から、「皇政復古」の文脈で鎖国政策の歴史的意義を論じている。この稿本は、「維新後の出来事としては、台湾・高麗を取るに至れり」とあることから、韓国併合後の筆記と推定でき、鎖国政策を評価する議論が三上自身のナショナルリズムに立脚していたことが窺える。また、三上は、堅実な実証的歴史叙述のなかに、時折、自身の思想性を表明している。たとえば、幕府のキリシタン禁制について、「家康の存生中の意志を推し、

且つ其の後の幕府の意見を考ふるに、若し彼等の大挙して来り攻むる事あらば、これを打払ふに仔細なし。此の時南蛮の勢力亦侮るべからざりしも、我が国亦戦国の漸く統一せられて武勇の氣充滿せし時なれば、此の方も亦無謀といふべからず。然るに若し徐々に彼の為に惨害せらるゝは我の堪へざる所なり。(中略)幕府の恐れしが如く耶蘇教は我が国を亡す事なしとするも、慢性的に教徒の絶えざりせば其の結果や如何、推するに難からざるべし。これを以てこれを見れば、幕府の政策も強ち非とすべからざるなり」と、自身のキリスト教(「神教の信仰」)に対する批判意識をふまえ、自身が歴史に没入する史論的な叙述によりキリシタン信仰の危険性を論じている。同様の叙述は、「寛政の改革」の「異学之禁」に関する認識にも見られる。後述するように、三上は明治前期の教育思想の対立——西洋主義と東洋主義——が明治天皇の教育勅語により決着したことを明治天皇顕彰の根拠としている。そのことが、「明治の世となり教育の方針実に一定せず、或は西洋主義を全く採らんとするものあり、或はそれに反対して東洋流によらんとするものありて、明治天皇の軫念一方ならず、是に於て教育に関する勅語を仰せ下され、天下をして嚮ふ所を知らしめられき。(中略)異学之禁は教育勅語の如く完全無欠のものにあらずと雖も、其の必要に迫られたるは、彼此相似たる

所あり、況や学問の自由若しくは思想などの認められざる幕府時代に於て、一意天下を導かんとする善意に出でしは、何所までもこれを認めざるべからず」と、寛政異学の禁を高く評価する根拠となっている。

このように、三上は、江戸時代の通史を講述していくなかで、自身のナショナリズムに立脚し、明治時代史との関連性における歴史意義を強調する。三上の経歴を見通した場合、このような歴史認識を抽出したものが、後に『尊皇論発達史』として刊行される一連の講義であったと考えられる。三上の講義録『尊皇論発達史』の底本は、「例言」を「三上参次関係史料」によって補訂すれば、一九〇六―二四年の期間に全四回にわたって行われた講義の稿本である。この時期は、国内では、日露戦争後の慢性的不況のなかでの労働者問題や、社会主義・個人主義の広がりなどに對する国民思想の再編が求められ、それが戊申詔書の渙発や大逆事件・南北朝正閏問題に具現化していく。外交では、満州経営と韓国併合など帝国日本の発展だけでなく、第一次世界大戦を経て東アジアではアメリカ主導のワシントン体制が形成されていく。そうしたなかで、三上は、とくに辛亥革命・ロシア革命・ドイツ革命など、君主制国家の崩壊と民主制・共和制への転換、日本国内のデモクラシーの風潮の広がりなど、内外の政治的情勢をふまえ、日

本の「国体」の特異性と必然性を、「尊皇」論の発達という国史の学知から描き出した¹⁴⁾。アカデミズム国史学の中心的人物が、「尊皇」と「国体」を研究対象として立ち上げたこと自体が、国史学の持つ政治性を象徴していると言えるだろう。

三上は、「旧幕時代に於ける尊皇論の研究」を必要とする理由を次のように論じている。

抑々皇政復古なるものは、国史中の最大事変にして、若し此事の容易に円滑に遂行せられざりしならば、今日の明治の盛世を見るを得たりしや否や頗る疑問なり。(中略) 旧幕時代の尊皇論は、政権を朝廷へ奉還すること、武家政治を顛覆さすべきことが終局の目的なりしなり。然れども其事は維新の際其目的を達せられたれば、此考を以て将来の尊皇論を説くの必要なし。乍併、諸学科外国より渡来する世の中なれば、設備に於て万国的となれり。加之、比隣諸国往々共和となり、民主主義を世界に確立せんとするアメリカと提携の時代なり。アメリカの民主主義は共和を最上とすべし。然らば日本に対しては露と安ぞ扱ばんや。故に対外関係に於て、我皇室を中心とし、以て我国体を維持し行くの念は一層強くならざるべからず。天祖の詔勅の如く、我国に於ては多くの場合君と国との関係は密接にして

離るべからず。即ち我国に於ては国体の特異なるものあるよりして、多くの場合に於て忠君愛国相一致するが故に、之を議論に述べ実行するに当りて、頗る都合の宜しきを覚ゆ。今日に於ても然り。今後に於ても然らん。¹⁵⁾

三上にとつて、「旧幕時代の尊皇論」は「皇政復古」・「明治の盛世」を現出した思想として役割を終えたものではなく、現実の国際社会のなかで「アメリカの民主主義」と対峙するため、「忠君愛国」をもとに「我皇室を中心とし、以て我国体を維持し行くの念」を確立させる論拠として実践性を持つ思想として意義づけられていた。同書の講述範囲は、三上自身が「本講は、其尊皇思想の如何にして露はれ如何に発達せしかを調査するを目的とし、その幕府の最後に於て顕はれし活動に就きては述べては是れ聽て幕末史の領分たればなり¹⁶⁾」と述べているように、幕末史の前の光格天皇の時期までを対象としている。この時期設定は、『江戸時代史』において、「爾後〔明和事件後―引用者、以下同〕二十年尊皇論漸く人の注意を惹き、光格天皇時代に至りては、京都なる語次第に耳目に触れ、徐々として皇政復古の気運に赴けるに、八十年を経て米艦の渡来せるに当り、攘夷論は動皇論と合体して勢力益々猛盛となり、多年鬱勃せし皇政復古の気運漸く近づき、茲に先づ第一段をなすに

「至れり」と時期区分を設定していることと符合する。講述では、「勤皇論の發達」を漢学者（藤原惺窩・山崎闇斎・山鹿素行とその門人）と国学者（本居宣長・平田篤胤とその門人）の系譜（人物史の体裁）で描き出している。そして、「嘉永六年に至りて大變革始まり、勤皇思想は外国の渡來を駆つて互に因となり縁となり戦ひ扶け合ひて、幕府は遂に收拾すべからざるの状態に陥り、爰に大政奉還、皇政復古と云ふ事に成れり」と、「天下に瀰漫」した「勤皇心」がペリーの來航によつて集約され、「大政奉還、皇政復古」を現出したとする歴史像を描き出した。講述の範圍は、基本的にはペリー來航の前までであるが、「山鹿素行の学派」として吉田松陰を特記している。それは、「是等〔吉田松陰の事蹟〕を見るに、松陰が如何に尊皇思想に厚かりしかを察するに難からず。されば其松下村塾よりは野村清作以下多くの勤皇の士を出せしこと固より然るべきこととす。殊に幕府が開港の策を執りて遠勅の責を負ひ、又井伊直弼が勤皇の志士を庄迫するに及び、蹶然起つて為す所あらんとし、遂に卅歳を以て刑に就きしは、最も人を奮起せしむるところなり」と、その知名度や影響力に加え、行動力・実践性を評価していたことによる。

ところで、現在、『江戸時代史』の史学史的意義は、その実証性の高さと政治・外交・財政・文化への目配り、史

実に対する的確な評価、戦後の日本史の概説書や教科書の基本的な枠組みを提供したところに求められている。ただし、同書の「例言」には、「最後に一言しなければならぬのは、本書校訂に際して、妥当でないと思はれる箇所を往々割愛したことである。蓋し著者が当時研究的態度を以て学生に講述された際には自ら異なり、今回これを世上に公表するに当つては又已むを得ない事である」と注記がなされている。同書は、三上の死後、戦時体制下の思想的制約条件のなかで編集者の手を加えて刊行されたものであるため、三上自身の思想性を考える上では注意を要する。本稿では、同書で「割愛」されているものについても若干の検討を行つておきたい。

『尊皇論發達史』には、次のように「元和の禁中并公家諸法度」と「紫衣一件」が記されているが、『江戸時代史』には記載がない。『尊皇論發達史』には、「この〔禁中并公家諸法度〕十七ヶ条中には上天皇より臣下僧侶等の事を規定したり。是れ武家より發したるものとしては甚だ僭上の沙汰とも云ふべし。されば文中天皇に学問を勧めて気鋭活達の御氣風を阻碍し漸次皇室をして微弱ならしめむと謀れりと説く者あり。（中略）徳川時代に於て皇族方の威嚴の振はざりしは寔に御懼れ多き現象と謂ひつべし」・「是等の条令につきて幕府は漸次權勢を握ること、なり、朝廷を嚴重

に取締る根本の動機を形造れり。されば寛永大徳寺の紫衣一件より後水尾天皇御憤懣の余り不意の御讓位ありし等の奇変を演ずるに至れるなり」と、幕府の朝廷統制を批判的に論じている。

また、一九一〇年から六年間にわたって三上の講義「江戸時代史」を受講した中村孝也が、三上の講義を回顧するなかで、「最後の御講演（「楽翁公の人物」）（於、楽翁公を現代に生かす夕、一九三九年五月二四日）の一部を次のように引用している。

この尊号事件について、楽翁公の朝廷尊崇の念を疑ふものがあります。然し他方には楽翁公の朝廷尊崇の実証は沢山有るのであります。（中略）その人が朝廷の御儀に断乎として反対して居る。是は公が、皇位を万世に重からしめようとする忠誠心から出たものであつて、この為反つて、公の忠誠を疑ふやうな言議をさくのは、誠に同情に堪へないのであります。²⁴

この「尊号事件」については、『江戸時代史』『尊皇論発達史』ともに事件の経過を詳細に記している。とくに後者では、「此尊号事件は（中略）京都の上下を大いに憤懣せしめしこと勿論なり。されば此後亞米利加の渡来、勤皇論の起りし時には、老人中には此の尊号事件を記憶し又は之を聞き伝へたるを以て、一層勤皇論に努力を与へしこ

と疑ひなし」とまで論じているが、上記のような松平定信の「朝廷尊崇の実証」を論じる記載はない。わずかに、前者に「定信は皇居造営の事自ら任じてこれを行ひ、朝廷の御覚も頗るめでたかりしに、茲に端なくも尊号事件を生ずるに至りしは、誠に遺憾の事なりとす」²⁵などと述べるに止まっている。中村は、同回顧録のなかで、三上の講義の逸話として、「先生が、しば々々教室の硝子窓を全部密閉せしめて講義をなされたことを記憶してゐる同学諸君は少くないであらう。それは要するに学術性と教学性との矛盾撞着を感じられた場合の処置であつた。その事例は、今茲に列挙すべき限ではないが、先生は研究者としては飽くまで史実の実相に徹しようとするが、皇国臣民としては、その研究の結果が国家社会に及ぼす影響の良否について、聡明にして適確な判断を誤れないのであつた」と述べている。この逸話は、国史学における純正史学と応用史学の関係を示すものとして知られているものであるが、中村の回顧談の文脈や、南北朝正間問題の渦中で行われた当時の三上の講義題目（「江戸時代の勤王論」など）をふまえると、その「事例」のなかに江戸時代史に関する事項もあつたと推測できる。

以上のように、三上の江戸時代史論は、実証主義史学としての「学術性」と自身の国体論的ナシヨナリズムや問題

意識に立脚し、とくに「尊皇」・「皇政復古」など明治時代につながる事象の歴史的意義を強調する性格を持っていた。

三 明治時代史論・明治天皇論

本節では、三上が維新史料編纂会委員や臨時帝室編修官長として研究活動を進めるなかで自身の知見を発表した論説・講演内容と、先行研究で明らかにされた昭和天皇への「御進講」の内容から、明治天皇を顕彰する明治時代史論の性格を検討する。

そもそも、アカデミズム国史学において、現代史（明治時代史）は、史料の制約や関係者への配慮などから実証的な研究対象とはされておらず、帝国大学国史科のテキストである『稿本国史眼』巻七（一八九一年）が王政復古から帝国憲法発布までの概略を記載するに止まっていた。そうしたなか、三上は、講演「版籍奉還に関する一問題」（一九〇四年二月二一日史学会公開演説）において、自身の出身地である姫路藩が率先して政府に版籍奉還を建言していたことを伊藤博文らへの聞き取りと公文書から実証した²⁸。そして、維新史料編纂会委員（一九二一年）となった三上は、明治天皇の死去により明治時代が歴史化していくなか、明治天皇を顕彰する論説を発表していく。たとえば、雑誌『太陽』

「臨時増刊明治聖天子」（一九二二年九月）に寄せた論稿「明治昭代の歴史上の地位」では、明治時代の国民思想と明治天皇の教育勅語の関係を次のように論じている。

由来我が国は万世一系の皇室を奉戴せる島国なるが故に、同化の力甚だ強くして、三韓支那は勿論、其他より帰化せる人々も純乎たる日本人となり、文明もまたよく日本化せらる。（中略）泰西の文物が迅潮の如き勢を以て入り来れる明治の大御代にも、亦此の傾向〔在来思想との衝突〕あるを免れず。若し其自然に放任するときは、人々適従する所を知らざらんとす。幸にして先帝は聖慮深遠畏くも勅語を下し給ひて、教育の指針を示し給へり。国民の嚮ふ所是に於て儼然として亦動かすべからず。其他精神界に物質界に時々聖勅を辱くし、臣民をして裁量する所を知らしめ給ひ、臣民の間、またよく国粹と外来文明の長所とを比較するを知り、以て今日の盛況を見るに至れり²⁹。

三上は、明治前半期の教育思想——西洋主義と東洋主義——の対立が明治天皇の教育勅語渙発によって決着づけられ、「国粹」を軸に「外来文明の長所」を取り入れるかたちで国民思想の方向性が示されたことを重視する。それゆえ、三上は、明治末年の混沌とした思想状況をふまえて、「旧来の優美なる道德観念は幾分か薄らぎ行きて、或は苟

も免れて恥づる無きの氣風を増長するの虞は無きか。殖産興業は進みたり、随ひて所謂五段百姓なるもの、減じて、貧富の懸隔を著るしくするの恐れは無きか。生活の程度は高くなれり、奢侈輕薄懦弱の俗の之に伴へること無きか。軍備は張れり、則ち外国の嫉視を受くるを覚悟せざるべからず。学問の花園には千草の美事に咲き乱れたる中に、或は雑草の苜取らざるべからざるもの無き歟」と、現今の諸問題に強い危機感を示し、「最も国家的ならざるべからざるものは、何処までも之を保持せざるべからず。(中略)されば明治の一大水匯は念のために一大濾過器を設け、汚濁の分子と思はる、ものは之を除去せざるべからず」と、ナショナリズムを軸に国民思想の純化とも言うべき課題を訴えている。明治期の三上は、自身のナショナリズムに基づき、国史の学知を用いて国民思想を喚起していたが、大正期以降は、実証的論述のなかに史論の形態で自身の価値判断や問題意識を表明するようになる。たとえば、三年後の講演「江戸幕府の有せし外国知識(特に松平定信に就いて)」（一九一四年四月一日史学会公開講演会）では、日露講和会議の全権小村寿太郎外相に対する条約締結時と没後の評價の変化を引き合いに出しながら、井伊直弼の違勅調印について、「当局者としては已むを得ず国家の為に条約を締結せなければならぬ、さうして一死以て違勅の罪を謝し奉

つたならば、其当時の反対家もさまでこの処置に対しては非難をしなかつたであらうと思ふ、併し又大政治家となれば、或はさう死ぬと云ふことはほしないものであるといふ議論があるかも知れませぬが、若し我輩が其時の局に當つて居つたならばさうしたらうと思ふのであります」(傍線は引用者、以下同)と、当時の状況をふまえて井伊を擁護するだけでなく、自身の立場性を歴史に投影している。

東京帝国大学を退官し、臨時帝室編修官長(一九二六年)に就いた三上は、『明治天皇御紀』の編修を進める傍ら、明治天皇論を発表していく。『明治天皇紀』編纂事業(一九三三年完成)は、明治維新六〇年・教育勅語渙発四〇年の時期にあたり、この時期は、明治節の制定(一九二七年)、史学会編『明治維新史研究』(一九二九年)・明治文化研究会編『明治文化全集』(全二四卷、一九二七―三二年)・太政官編『復古記』(全一五冊、一九二九―三二年)の刊行など、明治時代の顕彰や学術的関心が広がっていた。こうしたなかでなされる三上の明治天皇論には、大別して、国民教育史上の事蹟を顕彰するものと、その修養と行動を顕彰するものがある。前者には、講演「明治天皇と教育」(一九二八年八月第一回「思想問題に関する講演会」、於東京上野公園内帝国学士院講堂)、講演「明治天皇と教育勅語」(一九三〇年一〇月、於東京市日比谷公会堂)などがある。ともに、文明開化から教

育勅語渙発に至る明治前半期の教育史の展開を、明治天皇の主導的役割を軸に描き出している。その際、特に、三上自身の小学校時代の体験を引き合いに出しながら、教育令に基づくアメリカ偏重の教育の在り様を述べ、それに対して明治天皇が国史教育・道徳教育の必要性を打ち出したことから、文部省の文教政策が小学校教則綱領の制定など国家主義的教育へ転換し、その政策上に教育勅語が渙発されるとする構成である。

一方、明治天皇を顕彰するものとして、たとえば、著書『明治天皇の御聖徳』（一九三五年）では、「日本の短期間に国力の増進したこと、国際的地位の進展したことは、世界の人々の斉しく驚嘆するところであります。（中略）明治時代の久しき間我が国を統治し給うた明治天皇の偉大なる御聖徳の然らしむるところであり、引き続き先帝大正天皇並びに今上陛下の御威徳の御蔭でありますことは申すに及ばぬことであります」と賛美している。その内容は、「天業の御聡明の御方」が「聖徳」を發揮した姿、「文武の御修養」と「儉徳」の実践、維新元勳ともに国家制度の構築に向き合う真摯な姿（帝国憲法・皇室典範・教育勅語）、日清戦争・日露戦争での「御心労」、多端な政務、などに着目する構成になっている。

そして、三上は、これらの明治天皇論を昭和天皇に進講

している。先行研究で明らかにされているように、三上の進講は全二七回（一九一八年一月～一九三三年九月）にわたる。明治時代史については、主に維新时期から日清戦争の時期にかけての代表的な事件・事項を取り上げ、そこに見られる明治天皇の具体的な「聖徳」を進講しており、明治天皇に理想的君主像を求めた三上の世界観が、昭和天皇の明治天皇像や明治時代像に影響をもたらした³⁴。それぞれの題目を設定した直接的な理由は不明であるが、国史の学知を援用するかたちで持論を展開してきた三上の思想性をふまえれば、三上が強調したい明治国家創設の物語——国体論に基づく君主像と君臣関係、明治天皇の「聖徳」とそれを支える維新の元勳の事蹟——がこの時期に集約されているからであると推測できる。たとえば、「大正十三年五月二十六日進講案 版籍奉還、廃藩置県問題」（一九二四年五月二六日）では、「王政復古、版籍奉還、廃藩置県、孰れも相関聯したる大事件なり。明治天皇の英明能く之を成し給へり。然るに、立派なる物品は価値高し。明治大帝の盛大なる大御代を出現するまでにハ、内に外に、尚幾多の曲折波瀾ありしハ、勿論なりとす。而して、明治天皇ハ、尚十代の御少年に在しまして、絶えず、この波瀾万丈の難局に膺らせ給ひしハ、まことに恐懼に堪へざる次第なり。きしかも、常に能くこの難局を突破し、良好なる成績を挙げ給ひしハ、

天縦英邁の資にて在はし、によるハ申するも及ばざれとも、常に修養に注意し給ひ、輔弼の臣、又常に忠誠の真心を尽して、奉仕せしに由ることまた疑を容れず」と述べている。そして、その物語の要諦となる歴史認識は、三上のもう一つの講義録『国史概説』において、神武創業を講述するなかで、「歴代の君仁慈にして親の如く、臣民また忠実にして子の如し。是れ他国に比類なき国体を形成したる所以なり」とする、教育勅語に忠実な国体論と符合するものであったからである。

ところで、上述のような三上の明治時代史論は、その反面において、欧米から流入してくる新たな思想動向に対する批判の座標軸となる。とくに明治天皇と教育勅語に対する評価は日本精神論と一体のものであり、デモクラシーや唯物史観・共産主義に対する批判へとつながっている。河野省三の回顧「三上博士の追憶」には、「デモクラシーの思想が流行した頃」と「マルクスイズムが横行して、唯物史観が荒ぶつた頃」に、三上が「痛烈に其史観を非難して、国史に対する正しい観方の樹立を強調せられた」とある。三上は、ヨーロッパへの出張後に発表した論説「欧米人の国家観念」(一九三二年二月)において、欧米諸国での世界大戦時のナシヨナリズムの高揚と、戦後のワシントン会議の開催をふまえ、「近年日本ではデモクラシーと云ふ

論が非常に熾んで其多数の者が余程桃色が、つて居るやうに出発前には感じた。此中に相当名の聞えた人が雑誌に書き、新聞で論じて居るのを見て、何だか日本人に言つて居るのか、外国人に言つて居るのか分らぬ、又日本人として論じて居るのか、外国人として言つて居るのか分らぬと云ふやうに、飛上りの人が多いのである」と、「デモクラシー」の論者の普遍的な議論の在り方に苦言を呈していた。さらに同論説では、「今度は華盛頓会議がやかましくなつて、日本がちよくちよくいぢめられて居るやうな感じがした。(中略)日本はモット敵国外患がなければならぬ。御隣の支那は拳国一致で日本に反抗して居るけれども、惜しい哉弱い国であるから、緊張しない。御隣の亜米利加だけが日本を圧迫して呉れると、日本が幾らか日本らしい感じをするのである」と、弛緩した国民意識を喚起するため対外的緊張の必要性を述べている。

このように、三上は自身の問題意識を史論の形態で訴えるようになる。それは、直接思想動向を主題としていない講演・叙述にも窺うことができる。たとえば、関東大震災の翌年の講演「変災に際して江戸時代の人」(一九二四年一月)では、「明暦の火災」と「今度の震災」を比較している。その史論のなかで、三上は「今回は例の所謂不逞鮮人の騒ぎ、不良青年の騒ぎ、掠奪、強盗、窃盗の騒ぎで

ありますが、これは人心の恟々たる際にはどういふ場合にもあることでありまして、唯だ今日は朝鮮人といふ形になつたのですけれども、明暦の昔には当時の法令類に書いたものでは「いたづら者」とあります、即ち浪人、下々のあぶれ者、切取り強盗の者、火付けの者、是等が最も著しいいたづら者である」との史実をふまえて、「精神的方面から世の中が一般に不真面目に、軽佻浮薄に驕奢淫靡になつて居つたから、斯かる天罰を受けた（中略）ここに反省して国民の立て直しをやらなければならぬといふ批評もある、私もその一人であります」・「政治及び社会の一般の情勢から観ても上下の人々の努力によつて災後久しからずして寛文の立派なる時代があらはれました、されば今回の大変災もいつまでも悲観してはなりません、努力次第で復興も早く、立派なる時代の出現を待つことが出来ましょう」と、欧米のデモクラシーが浸透した現代の日本国民の精神の立て直しを訴えている。また、同様の問題意識は、大日本雄弁会講談社編『明治大帝』（一九二七年）に寄せた「序」にも窺える。三上は、思想界の現況を、「思想は自由であるといふので、利に趨り義を疎んずる者は次第に多く、個人主義、利己主義は漸次深刻となつて、動もすれば国民道徳の根柢を覆さんとするものさへある。尚甚しきは、新聞雑誌の上に公然と「アナ」系の人物の存在を報道し、其の氏

名を掲げて怪しまず、世人もまた之を見て、平然として居るに至つては、痛嘆長息せずには居られない」と批判し、同書の刊行を「目下の混沌たり溷濁せる国民の或る部分の思想」・「目下の悪化思想」を「澄清」するものと高く評価している。⁴³⁾

このような問題意識に立脚する三上は、さらに共産主義・唯物史観についても、アカデミズム国史学の実証主義の立場から直接的な批判を述べていく。治安維持法改正（一九二八年六月）後の講演「国史上より観たる財産問題」（一九二八年八月第一回「思想問題に関する講演会」講演）では、「皇室に触れ、国体を変更せんと企つる類の事は絶対的にいけないことであつて極悪無道のことである」という前提のもと、治安維持法の改正をこの点から積極的に評価している。それは、三上が、大化改新で土地の「私有制度」が「国有制度」となった史実をふまえ、「社会政策」の一環として「財産国有説」に言及することと、その実現と国体の変革を結び付ける動きを「同一の法律」で罰していたものが、「幸にして今度の治安維持法に於てはそれが二つに分れて、即ち国体を変更するが如き極悪の計画は死刑に処せられるが、財産私有制度を非認の方は懲役十年以下と云ふことで、此間に頗る刑の軽重の差が出来ました」と認識していたことによる。⁴⁴⁾さらに、三上の批判は、国史学界に

対しても向けられる。野呂栄太郎「日本資本主義発達史」(『マルクス主義講座』一九二八年)などが国史学の若手研究者に一定の影響をもたらすなかで刊行された史学会編『明治維新史研究』(一九二九年)の「序」のなかで、三上は次のように述べている。

次に一言致したいのは、近時国史上の事象を説明し判断するに当つて、何事にも経済的論拠より出発する人の少なからぬことである。もとよりそれは宜しい。けれども王政復古の事の如きにも、専ら唯物史観を以て臨まんとする人があると聞くに至つては、これは考へものである。(中略)在来の一ト通りの国史に経済方面の叙述が十分でないといふ非難はよろしい。されども唯物史観のみによつて国史中の事象を説明し評論し去らんとするのは誤りである。否、赦すべからざる罪悪として喝破すべき場合もあると思ふ。本書に収録せられたる諸篇には、かゝる欠陥はあるまいと思ふのである。⁽⁴⁵⁾

三上は、経済史の観点から明治維新を論じることとは認めるが、唯物史観を明治維新史だけでなく広く国史学の方法論として導入することに強い嫌悪感を表明している(ただし、同書には唯物史観に立つ羽仁五郎の論考「明治維新史解釈の変遷」が掲載されている)。

満州事変以降、三上の明治時代史論は戦時体制を担うイデオロギー性を持つようになる。この時期の三上は、貴族院議員(一九三二年一〇月)、満州国への出張(皇帝溥儀に「明治天皇ノ御事蹟」を三回にわたり進講、一九三五年九月)、教学刷新評議会委員(同一月)を務め、さらに広田弘毅内閣の文部大臣候補となるなど(一九三六年、要請を辞任)、政府の文教政策に携わるようになる。そうしたなか、時評「新春所感」(一九三三年一月)では、「内には国体を無視するやうの憎むべき思想問題も向後まだしばらくの間は、人々を悩ますであらうから、ます々々これが対策を講じなければならぬ」と戦時体制下の思想問題に言及し、その解決策を「国民をして正しき教育を受けしむれば、思想上の脱線もなく貧苦を嘆くこともなく、外国に追隨する必要もないのである。それにつけても追想し奉るのは、明治天皇が国民教育に軫念遊ばされたことである。天皇は常に教育には徳育が智育と伴はなければならぬこと、学問をするには内外本末の区別のあることを御注意遊ばしたのである」と、前述の明治天皇が打ち立てた国民教育の再確認に求めている。⁽⁴⁶⁾ また、講演「明治以後思想変遷の回顧」(一九三六年六月三日)では、「ここ数年來共產主義と云ふものが大分擡頭し掛けて居るのであります(中略)自由民権論の始まつた当時と共產主義の始まつた当時とは、民心が対立し不安

の気分を懐かせると云ふ、その形は似て居りますが、禁止しないと厳禁されて居ると云ふ点に於て著しい相違があるのであります⁽⁴⁷⁾と、政府からの認可を判断基準として、自由民権運動とは異なる「共產主義」の危険性を訴えている。こうした三上の歴史認識は、晩年まで大きな変化はなかったと考えられる。神武天皇聖蹟調査委員会会長（一九三八年二月）としてなされた死去直前の講演「神武天皇の御大業を偲び奉りて今日を思ふ」（一九三九年五月）は、日中戦争の勃発を受けて、「今日の支那に対しての聖戦に於ては実に神武天皇の御創業の時の御困苦と較べて感慨無量なるものがあるのであります、私ももう相当に年は取つては居りますけれども、尚若許される場合には鉄砲を担いで敵の一人や二人位は撃殺してやらうと云ふ意気軒昂たるものがあります」と自身を時局へ投影しつつ、「ロシアと云ふ兇暴にして且我が国体とは絶対に相容れない所の共產主義を以て成立つて居る所の国」に対する敵愾心と、「日本が益々八紘一字の精神を拡充し、天業を恢弘する、何とかして頭を抑へてやらうと云ふ国が二、三あると云ふことも是も亦御承知のことであります。斯う云ふことを考へて見ますと、我々はいつも今日の心の緊張と云ふものを緩めることは出来ぬのであります」とする危機意識を国民に訴えていた⁽⁴⁸⁾。

四 小括

本稿では、三上の講義録『江戸時代史』『尊皇論発達史』から江戸時代史論の性格を検討し、維新史料編纂会委員や臨時帝室編修官長として研究活動を進めるなかで発表された論説・講演内容と、先行研究で明らかにされた昭和天皇への「御進講」の内容から、明治天皇を顕彰する明治時代史論の性格を検討した。三上の江戸時代史論は、実証主義史学と自身の国体論的ナショナリズムに立脚し、「尊皇」・「皇政復古」など明治時代につながる事象の歴史的意義を強調する性格を持っていた。また、三上の明治天皇を顕彰する明治時代史論は、大正・昭和戦前期の思想状況のなかで、デモクラシーや共產主義・唯物史観を批判し、日本精神論と相俟つて戦時体制を担うイデオロギー性を持つものとして展開していった。

以上の点から、三上は、明治期から一貫して、国体論的ナショナリズムに立脚し、アカデミズム国史学者として、国史の学知を援用しながら積極的に自身の問題意識を訴える実践性を堅持した歴史家であったと評価できる。なお、本稿では、貴族院や教学刷新評議会での活動など、三上の公的活動について検討することが出来なかつたため他稿を

期したい。

注

(1) 拙稿「三上参次における史学と思想」(『日本思想史学』第五号、二〇一九年一〇月)。

(2) 本稿執筆に際して直接参照した文献は以下のものである。経歴等・堀口修「三上参次」(伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典』第四卷、吉川弘文館、二〇一一年)、高橋勝浩「三上参次略年譜」「三上参次主要著作目録」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第九七輯、二〇〇六年三月)、三上参次顕彰会編『三上参次先生のことども』(船津町社会教育協議会、二〇一九年)。／回顧・追想等：三上参次『明治時代の歴史学界——三上参次懐旧談』(吉川弘文館、一九九一年)、河野省三「三上博士の追憶」・渡邊世祐「三上先生を悼む」・松尾捨治郎「三上先生と國學院大學」・田邊勝哉「故三上博士を憶ふ」・藤井貞文「三上先生と明治史学」(『國學院雜誌』第四五卷第七号、「三上博士追悼録」一九三九年七月)、辻善之助「故本会理事長三上参次先生略歴」(『史学雜誌』第五〇編第九号彙報欄、一九三九年九月)、辻善之助「故三上参次先生略歴」・中村孝也「三上先生を憶ふ」・三上勝「江戸時代史」後記(「三上参次『江戸時代史』下巻、富山房、一九四四年)、

中村孝也「シリーズ・近代史学を作った人々——三上参次(座談)」(『歴史教育研究』第一三号、一九五九年)、石川松太郎「三上参次先生と談旧会」(『日本歴史』第三九〇号、一九八〇年十一月)。／史料：東京大学史料編纂所蔵目録データベース「三上参次関係史料」(二〇一九年二月よりHPで公開)／『江戸時代史』『尊皇論發達史』…山本博文「江戸時代史」・藤田覚「尊皇論發達史」(『日本史文献事典』弘文堂、二〇〇三年)。／『明治天皇紀』編纂：堀口修「明治天皇紀」編修と近現代の歴史学(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四三号、二〇〇六年十一月)、同「公刊明治天皇御紀」の編修について——特に編纂長三上参次の時期を中心として(上下)(『大倉山論集』第五四〜五五輯、二〇〇七年四〜五月)。／昭和天皇への「御進講」：高橋勝浩「三上参次の進講と昭和天皇——明治天皇の聖徳をめぐって」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第一五号、一九九五年八月)、同「資料翻刻 宮内庁書陵部所蔵三上参次『御進講案』(その一〜五)」(『國學院大學日本文化研究所紀要』九二〜九六輯、二〇〇三〜二〇〇五年)。

とくに本稿の作成に際しては、東京大学史料編纂所蔵目録データベース「三上参次関係史料」と、堀口氏・高橋氏による宮内庁書陵部所蔵史料の翻刻・分析等によるところが大きい。

(3) 三上参次『明治時代の歴史学界』(吉川弘文館、一九

九一年)三七頁。

(4) 田邊勝哉「故三上先生を憶ふ」(前掲『國學院雜誌』第四五卷第七号)八九頁。

(5) 松尾捨治郎「三上先生と國學院大學」(同前)八四頁。

(6) 三上參次『江戸時代史』上卷(富山房、一九四二年)

「例言」一〜二頁。

(7) 同前、四〜五頁。

(8) 同前、一二八頁。

(9) 同前、四三一頁。

(10) 同前、四三六頁。

(11) 同前、四三八〜四三九頁。

(12) 同前、四三六〜四三七頁。

(13) 三上參次『江戸時代史』下卷(富山房、一九四四年)四五三頁。

(14) 前掲藤田「尊皇論發達史」一一七〇頁。

(15) 三上參次『尊皇論發達史』(富山房、一九四一年)一〜二頁。

(16) 同前、二二頁。

(17) 前掲三上『江戸時代史』下卷、三四四頁。

(18) 前掲三上『尊皇論發達史』一七七頁。

(19) 同前、三九五頁。

(20) 前掲山本「江戸時代史」一一七一頁。

(21) 前掲三上『江戸時代史』上卷、「例言」二〜三頁。

(22) 前掲三上『尊皇論發達史』一四一〜一四二頁。

(23) 同前、一四八頁。

(24) 前掲中村「三上先生を憶ふ」七三一〜七三二頁。

(25) 前掲三上『尊皇論發達史』一二九〜一三〇頁。

(26) 前掲三上『江戸時代史』下卷、四六四頁。

(27) 前掲中村「三上先生を憶ふ」七二二〜七二三頁。

(28) 三上參次「版籍奉還に関する一問題」(一九〇四年二月二一日史学会公開演説、『史学雜誌』第一五編第六号、一九〇四年六月)。

(29) 三上參次「明治昭代の歴史上の地位」(『太陽』第一八卷第一三号「臨時増刊明治聖天子」、一九一二年九月)一四〜一五頁。

(30) 同前、一五頁。

(31) 三上參次「江戸幕府の有せし外国知識(特に松平定信に就いて)」(一九一四年四月一日史学会公開講演会、『史学雜誌』第二五編第八号、一九一四年八月)五頁。

(32) 三上參次「明治天皇と教育」(一九二八年八月第一回「思想問題に関する講演会」、於帝國学士院講堂、文部省専門学務局編『現代の思想と其の動き』宝文館、一九二九年。三上參次「明治天皇と教育勅語」(一九三〇年一〇月三〇日講演、於日比谷公会堂、文部省編『教育に関する勅語發換四十年記念式並記念講演会式辭祝辭講演集』ヘラルド社、一九三二年)。

- (33) 三上参次『明治天皇の御聖徳』（岩波書店、一九三五年）四頁。
- (34) 前掲高橋「三上参次の進講と昭和天皇」。
- (35) 三上参次『御進講案』一「大正十三年五月二十六日進講案 版籍奉還、廃藩置県問題」（前掲『國學院大學日本文化研究所紀要』第九二輯）四八二～四八三頁。
- (36) 三上参次『国史概説』（富山房、一九四三年）四七頁。
- (37) 河野省三「三上博士の追憶」（前掲『國學院雜誌』第四五卷第七号）七五頁。
- (38) 三上参次「欧米人の国家観念」（『弘道』第三五九号、一九二二年二月）七頁。
- (39) 同前、一四～一五頁。
- (40) 三上参次「変災に際して江戸時代の人」（一九二四年一月講演、於中央大学、『法学新報』第三三卷第一一号、一九二四年一月）一〇九頁。
- (41) 同前、一〇一頁。
- (42) 同前、一一四頁。
- (43) 三上参次「序」（大日本雄弁会講談社編『明治大帝』大日本雄弁会講談社、一九二七年）一〇頁・一四頁。
- (44) 三上参次「国史上より観たる財産問題」（前掲『現代の思想と其の動き』五二八～五二九頁。
- (45) 三上参次「序」（史学会編『明治維新史研究』富山房、一九二九年）四～六頁。
- (46) 三上参次「新春所感」（『弘道』一九三三年一月）六頁。
- (47) 三上参次「明治以後思想変遷の回顧」（一九三六年六月一日講演、於日比谷公会堂、『講演集 東京講演同好会々報』第一四卷第一八輯、一九三六年）、二八頁。
- (48) 三上参次「神武天皇の御大業を偲び奉りて今日を思ふ」（一九三九年四月三日講演、於日比谷公会堂、『紀元二千六百年』第二卷第五号、一九三九年五月）六頁。

（フートルダム女学院中学高等学校教諭）